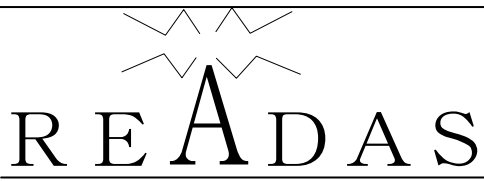


第 5573 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 10月 18日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 所得拡大促進税制

Q：平成29年度の税制改正要望では、所得拡大促進税制の見直しが盛り込まれているのか。どのような内容になっているのですか？

A：中堅企業は法人税額の20%、中小企業は40%を上限とする税額控除制度に改正することを要望しています。

【解説】

所得拡大促進税制は、一定の要件を満たした場合に雇用者給与等支給増加額の10%を法人税・所得税から税額控除することができる（ただし、上限を法人税額・所得税額の10%（中小事業者は20%））制度ですが、平成29年度の税制改正では、中堅・中小企業の賃上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の中堅・中小企業にもたらし、企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を強化するとして、次のような要望を出しています。

- ①中堅・中小企業の税額控除を拡充
中堅・中小企業については、雇用者給与等支給増加額の20%（中堅企業は法人税額の20%、中小企業は40%が上限）を税額控除する。
- ②中堅・中小企業に対しては、社会保険料（法定福利費）も対象とする中堅・中小企業については、雇用者給与等の算定基礎に社会保険料（法定福利費）も含むこととする。
- ③大企業分の見直し
大企業については、足下の賃上げ動向を踏まえて所要の見直しを検討する。

